直島町立小・中学校における
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和８年度～10 年度

令和７年 12 月

直島町教育委員会

はじめに

学校や子どもを取り巻く社会はかつてない大きな変化の中にあり、子どもたちが抱える課題が複雑・多様化し、学校や教職員に求められる役割やニーズは、専門・拡大化の一途をたどっています。

そのような状況下においても、教職員は子どもたちのよりよい成長をめざして日々努力を続け、それが結果的に長時間勤務の常態化につながり、教育の質は維持されつつも、教職員の心身の健康が脅かされるようになっています。

そこで、教職員の働き方改革を推進することによって、子どもたちのよりよい育ちの推進をめざしつつ、教職員の健康を確保するために、平成３１年２月に「直島町立小・中学校における教職員の働き方改革プラン」を策定し、また、令和４年６月、令和６年 12 月と改定し、改善を図ってきました。

その上、令和７年６月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が改正されたことに伴い、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針の全部を改正する指針」（省令）が定められたことから、令和７年 12 月に、これまでの「教職員の働き方改革プラン」から「業務量管理・健康確保措置実施計画」に名称を改め、目標や内容等も改定し、働き方改革を一層推進するために本計画を策定いたしました。

保護者や学校関係者だけでなく、住民の皆様方のご理解とご協力を得ながら、この計画の実現をめざしていきます。

教職員の勤務実態について（タイムカードから）

● 月時間外在校等時間が 45 時間超 80 時間以内、80 時間を超えた延べ教職員数

学校名	年度	月 45 時間超 80 時間以内	月 80 時間超
直島小学校	令和６年度	延べ 88 人	延べ 14 人
直島中学校	令和６年度	延べ 47 人	延べ４人

● 年間時間外在校等時間が 360 時間を超えた教職員数

学校名	年度	年 360 時間超
直島小学校	令和６年度	13 人
直島中学校	令和６年度	10 人

● 教職員一人当たりの年間総時間外在校等時間と月平均時間外在校等時間

学校名	年度	総時間外在校等時間	月平均時間外在校等時間
直島小学校	令和６年度	589.7 時間	49.1 時間
直島中学校	令和６年度	417.1 時間	34.8 時間

目　標

時間外在校等時間が１箇月 45 時間を超える教職員をゼロにし、教職員一人当たり１年間時間外在校等時間を 360 時間以内にし、教職員一人当たり１箇月時間外在校等時間を平均 30 時間程度にする。

計画期間

この計画は、２０２６年度から２０２８年度までの３年間とし、年度ごとに達成状況を検証し、内容の改善を図る。

直島町教育委員会の具体的な取り組み

本プランの取り組みの方向としては、次の４点を柱として、総合的な対策を講じていく。

■業務の適正化に関する取り組み

■業務の効率化に関する取り組み

■学校運営の改善と意識改革に関する取り組み

■転居を伴う勤務をする教職員の勤務環境の整備に関する取り組み

■業務の適正化に関する取り組み

（１）学習指導・生徒指導の充実や、個に応じたきめ細かな特別支援教育を推進・充実していくために、教育支援員の配置を継続する。

（２）学校図書館教育充実のために、学校図書館指導員の配置を継続する。

（３）教員の業務負担の軽減化を図るために、教員業務支援員の配置を継続する。

（４）直島町内の様々な文化・スポーツ活動や学校外活動等に参加しやすくするために、休日に実施する部活動を削減する。

（５）平成３０年度に策定した「直島町部活動ガイドライン」に則った部活動を継続し、部活動休養日や活動時間等を明確にして、部活動の質的充実に努める。

■業務の効率化に関する取り組み

（１）校務支援システムを活用し、これまで以上に効果的に活用できる環境づくりを推進する。

（２）事務用 ICT システムを活用し、服務関係や諸手続き、諸連絡、調査等のデジタル化を図り、情報伝達の簡便化を推進する。

（３）教育用 ICT 機器（電子黒板、教育用パソコン、タブレット、プロジェクター等）を活用し、児童生徒の個別最適な学び、協働的な学びが

効率的に実現できるように努める。

■学校運営の改善と意識改革に関する取り組み

（１） ８月９日から１５日までの７日間を、学校閉庁日とする。

（２）IC カードを用いた出退勤時刻記録システムを引き続き活用し、記録結果を本人が毎月確認することによって、教職員自らがタイムマネジメントや働き方についての意識改革を継続する。

（３）学校運営協議会制度等を活用して、教職員の働き方改革に対する保護者や地域住民の理解促進を図る。

（４）合同研修会や幼小中連絡会等の機会を利用して、働き方改革における意識改革の重要性について講話や情報提供等を繰り返し行い、意識づけとともに実行につながるよう努める。

■転居を伴う勤務をする教職員の勤務環境の整備に関する取り組み

（１）本来の生活の本拠地から転居し、家族と離れて勤務している教職員が、心身ともに健康を維持しながら勤務できるよう、可能な限り最大限の配慮をして勤務環境を整える。

（２）特に長期休業中において、年次休暇や特別休暇が最大限取得できるように諸条件や環境等を整える。

（３）ノー残業デー、部活動の複数担当者制を生かした指導体制づくりを推奨し、保護者や地域に向けて理解や協力依頼の発信に努める。